

青森市民美術展示館に係る指定管理者の募集等について

1 施設名・募集内容

- ・施設名・・・青森市民美術展示館（移設後）
- ・募集形態・・・公募
- ・利用料金制・・・有
- ・現在（移設前）の指定管理者・・・一般財団法人青森市文化観光振興財団

2 指定期間

- ・令和6年7月1日～令和10年3月31日（3年9か月間）

3 スケジュール（予定）

- ・募集要項の配布・・・1月26日（金）～2月26日（月）
施設所管課（教育委員会事務局文化学習活動推進課）で配布するほか、市ホームページでも1月26日（金）から募集要項を掲載予定
- ・申請書等の受付・・・2月20日（火）～2月26日（月）
- ・指定管理者選定評価委員会による選定審査・・・3月下旬以降
- ・指定議案の提案・・・令和6年第2回市議会定例会（6月）予定